重点医師偏在対策支援区域について

資料3-5 別添

医師確保計画（第8次後期）においては、各都道府県において「重点医師偏在対策支援区域」を設定し、当該区域を対象とした「医師偏在是正プラン」を策定の上、優先的かつ重点的に医師確保に取組むこととされている。

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師が確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域等を「重点医師偏在対策支援区域」と設定した上で、優先的かつ重点的に対策を進める。

重点医師偏在対策支援区域の設定方法

都道府県において、国の提示する候補区域を参考としつつ、地域の実情に応じて、医師偏在指標、可住地面積あたり医師数、へき地尺度、住民の医療機関へのアクセス、診療所医師の高齢化率、地域住民の医療のかかり方、今後の人口動態等を考慮した上で、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議した上で、区域外から医師を確保できないと医療提供体制の維持が困難と考えられるような、真に重点的に医師を確保する必要がある区域に限り、設定すること。

支援対象医療機関の考え方

・支援区域内に存在する全ての医療機関を一律に対象とするのではなく、区域内に存在する医療機関のうち特に支援を行う必要がある医療機関を選定すること。
・支援対象医療機関の選定にあたっては、設立母体に係わらず、今後策定する新たな地域医療構想を踏まえ、地理的条件等を考慮しながら、医療対策協議会及び保険者協議会で合意を得ること。

支援区域における必要な医師数

国が示す候補区域を支援区域として設定する場合は、候補区域の要件を脱することができるために必要な医師数を原則としつつ、医療対策協議会及び保険者協議会に協議した上で設定する。

支援区域における医師偏在対策を推進するための施策

医師が意欲をもって勤務できる環境を整備するために、医療対策協議会及び保険者協議会と協議を行いつつ、以下の経済的インセンティブに係る事業を通じて、支援区域における医師の確保に継続的に取り組むこと。

＜国による経済的インセンティブ＞
・医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業
・医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業　など

府における重点医師偏在対策支援区域の考え方

	国ガイドライン	府方針
重点医師偏在対策支援区域の設定方法	＜国が示す候補区域＞ ・医師少数県の医師少数区域　→　該当なし ・医師少数区域かつ可住地面積当たりの医師数が少ない二次医療圏（全国下位1/4）→　該当なし ・医師偏在指標が最も低い二次医療圏　→　泉州	近畿大学病院の移転による影響等を反映した、府独自の医師偏在指標を作成の上、偏在状況を分析し、その結果や国が示す候補区域の考え方、ガイドラインを踏まえ区域を設定。
支援対象医療機関の考え方	・区域内の全ての医療機関を対象とするのではなく、特に支援を行う必要がある医療機関を選定。 ・新たな地域医療構想や地理的条件等を踏まえ選定。	医療機関への実態調査結果や新たな地域医療構想の策定状況を踏まえ、対象医療機関の要件を設定。
支援区域における必要な医師数	原則、候補区域の要件を脱することができるために必要な医師数	国ガイドラインを参考に、府における目標の設定方法について検討中。
支援区域における医師偏在対策を推進するための施策	■国による経済的インセンティブ ・医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業 ・医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業 ・勤務・生活環境改善のための施設整備事業 ・診療所の承継・開業支援事業※　　など	・国による経済的インセンティブについては、国における予算編成状況等を踏まえ、事業化を検討。 ・その他の府独自支援メニューについても、併せて検討中。

※診療所の承継・開業支援について
府における外来医療について、府内市町村においては診療所は複数あり、数が少ない町村において、近年大きく診療所数が減少したところはなく、また、外来医師偏在指標は全国と比べて高いこと等を踏まえ、令和7年度は実施しないこととした。昨年度から大きな変動はないものの、今回、保健医療協議会でのご意見も伺い、医療対策協議会において協議する予定。

＜今後の予定＞
10月末以降に開催の医療対策協議会及び保険者協議会において、具体的な区域の設定や支援対象医療機関等について協議予定。

＜参考＞医師偏在指標

二次医療圏別医師偏在指標（R8.4国公表）

	医師偏在指標	全国順位（330医療圏）	区域※	参考（前回計画策定時提示（R５年度））		
				医師偏在指標	全国順位	区域
全国値	266.8	—	—	255.6	—	—
豊能	374.2	13	医師多数区域	350.7	14	医師多数区域
三島	287.5	58	医師多数区域	277.5	53	医師多数区域
北河内	249.6	87	医師多数区域	232.4	91	医師多数区域
中河内	240.5	101	医師多数区域	205.5	140	（医師中位）
南河内	**296.7**	**48**	**医師多数区域**	286.0	48	医師多数区域
堺市	**230.6**	**118**	**（医師中位）**	225.6	95	医師多数区域
泉州	**227.0**	**122**	**（医師中位）**	218.8	108	医師多数区域
大阪市	347.7	22	医師多数区域	369.0	10	医師多数区域

※全国330二次医療圏のうち、上位33.3%を医師多数区域、下位33.3%を医師少数区域に区分
※網掛け部分は、医師偏在指標が全国値未満の二次医療圏

＜国提示の医師偏在指標における課題＞

国の最新の指標は、R6年医師・歯科医師・薬剤師統計をもとに算出されているため、**R7年11月に南河内医療圏から堺市医療圏に移転した近畿大学病院のデータが反映されておらず、実態と大幅に乖離した指標となっている。**

■参考
南河内医療圏医療施設従事医師数：1,821人※1
近畿大学病院医師数（常勤）：521人※2
近畿大学病院医師数（非常勤）：252人※2

※1：R6医師・歯科医師・薬剤師統計データ
※2：近畿大学病院公表データ（R7.11時点）

地域の実情を反映するため、以下の要素を用い、府独自の医師偏在指標の分析を実施
・近畿大学病院の移転による変動　→　近畿大学病院の性・年齢階級別医師数及び患者の流出入を指標に反映

＜参考＞その他の指標

重点医師偏在対策支援区域の設定にあたっては、以下の国例示指標等も踏まえ検討することとされている。
なお、以下の指標には近畿大学病院の移転による影響は反映されていない。

検討事項	参考資料・出典	内容		豊能	三島	北河内	中河内	南河内	堺市	泉州	大阪市
医師偏在指標	国提供データ	医師偏在指標（R8.4国公表）		374.2	287.5	249.6	240.5	296.7	230.6	227.0	347.7
		外来医師偏在指標（R8.4国公表）		131.4	116.9	107.2	117.8	113.7	101.3	117.9	146.7
可住地面積あたり医師数	令和６年医師・歯科医師・薬剤師統計	医療施設従事医師数/可住地面積		25.9	17.1	18.4	15.3	11.3	13.4	7.5	41.1
医師数	令和６年医師・歯科医師・薬剤師統計 令和６年大阪府の推計人口（年報）	医療施設従事医師数		3,756	2,168	2,749	1,636	1,821	1,962	2,041	9,269
			病院	2,670	1,491	1,862	942	1,337	1,307	1,326	5,632
			診療所	1,086	677	887	694	484	655	715	3,637
		人口10万人対医師数		354.7	286.7	246.9	201.7	318.0	243.2	237.5	332.0
			病院	252.1	197.2	167.3	116.1	233.5	162.0	154.3	201.7
			診療所	102.6	89.5	79.7	85.6	84.5	81.2	83.2	130.3
診療所医師の高齢化率	令和６年医師・歯科医師・薬剤師統計	診療所医師の高齢化率		34.7%	35.7%	38.7%	40.3%	41.3%	35.7%	39.9%	37.1%
今後の人口動態	社人研推計人口（2020年国勢調査実績値）	2025年推計人口		1,054,944	754,044	1,103,806	801,007	563,188	794,971	852,741	2,751,501
			高齢化率	26.3%	27.6%	30.5%	29.3%	33.1%	29.9%	29.6%	25.5%
		2030年推計人口		1,044,107	741,857	1,059,582	769,040	531,473	769,085	816,688	2,705,793
			高齢化率	27.3%	28.4%	32.0%	30.6%	35.3%	30.7%	31.5%	26.2%
		2035年推計人口		1,029,163	726,318	1,010,858	734,576	497,558	740,404	777,874	2,650,440
			高齢化率	29.1%	30.2%	34.7%	33.1%	38.0%	32.5%	34.2%	27.9%
		2040年推計人口		1,010,435	708,746	960,003	699,006	462,770	710,676	737,449	2,585,355
			高齢化率	31.5%	33.0%	38.5%	36.7%	41.7%	35.7%	38.0%	30.5%
		2045年推計人口		989,628	690,592	909,321	663,973	428,443	681,507	696,098	2,510,574
			高齢化率	32.8%	34.5%	40.3%	38.3%	43.5%	37.1%	39.9%	32.0%
		2050年推計人口		968,203	672,650	859,684	629,395	395,438	653,087	654,540	2,430,185
			高齢化率	33.7%	35.3%	41.2%	39.3%	44.6%	37.7%	40.8%	33.1%

黄色のセルは、各項目において最も値が低い（高齢化率は高い）医療圏。

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

医政局医事課
（内線4148）

令和９年度概算要求額　20億円（20億円）　（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2　事業の概要

【事業概要】

①施設整備事業
　診療所の運営に必要な診療部門(診察室、処置室等)等の整備に対する補助を行う。

②設備整備事業
　診療所の運営に必要な医療機器の整備に対する補助を行う。

③地域への定着支援事業
　診療所を承継又は開業する場合に、一定期間の地域への定着支援を行う。

【実施主体】

・　重点区域内で承継又は開業する診療所であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所

※ 都道府県において、医師偏在是正プランを策定（重点区域、支援対象医療機関等）

3　補助基準額等

①施設整備事業

基準面積	診療部門 ・無床の場合　160㎡ ・有床の場合（5床以下）　240㎡ ・有床の場合（6床以上）　760㎡ 診療部門と一体となった医師・看護師住宅　80㎡
補助率	国1/3　都道府県1/6　事業者1/2

②設備整備事業

基準額 （1か所当たり）	診療所として必要な医療機器等購入費　16,500千円
補助率	国1/3　都道府県1/6　事業者1/2

③地域への定着支援事業

基準額	診療日数（129日以下） 6,200千円＋（71千円×実診療日数）等
補助率	国4/9　都道府県2/9　事業者1/3

重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業

医政局医事課
（内線4148）

令和９年度概算要求額　4.6億円（4.6億円）　（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、特定機能病院からの医師派遣とは別に、中核病院等からの医師派遣により重点区域の医師を確保するため、重点区域内の医療機関に医師を新たに派遣する医療機関に対して、医師派遣に要する費用の支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体

重点区域内の医療機関に医師を派遣する医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

4 補助基準額等

基準額：61,000円 × 延日数
対象経費：重点区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に要する費用
補助率：　国1/2　都道府県1/4　事業者（派遣元医療機関）1/4

重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業

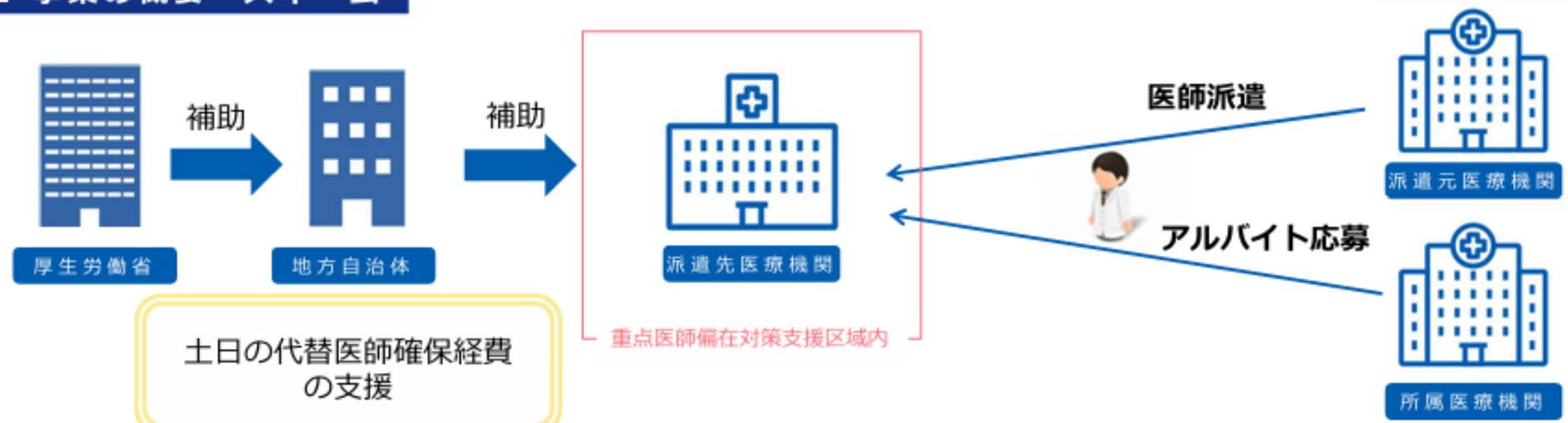
医政局医事課
（内線4148）

令和９年度概算要求額　5.3億円（5.3億円）　※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域における医師の勤務･生活環境を改善して、重点区域への派遣の納得感や重点区域で勤務する意欲の向上を図ることにより、重点区域で新たに勤務する医師を増やし、重点区域の医師の離職を減らすため、土日の代替医師確保への支援を行う。

2　事業の概要・スキーム



3　実施主体

重点区域内の医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

4　補助基準額等

基準額：60,000円 × 延日数（日直、宿直数）
対象経費：土日祝日の代替医師を雇上にかかる経費
補助率：国1/3　都道府県1/6　事業者（派遣先医療機関）1/2

新規 重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業

医政局医事課
（内線4148）

令和９年度概算要求額　7.4億円（－）　（）内は前年度当初予算額　令和７年度補正予算額　14.1億円

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域における医師の勤務･生活環境を改善して、重点区域への派遣の納得感や重点区域で勤務する意欲の向上を図ることにより、重点区域で新たに勤務する医師を増やし、重点区域の医師の離職を減らすため、宿直室等の施設整備への支援を行う。

2 事業の概要

【事業概要】

・医師の勤務･生活環境改善のための施設整備
　重点区域の医療機関に勤務する医師の負担を軽減し、働きやすい環境作りに資する、宿直室等の施設整備に対する補助を行う。

【実施主体】

・ 重点区域内で医師の勤務･生活環境改善を行う医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

※ 都道府県において、医師偏在是正プランを策定（重点区域、支援対象医療機関等）



←宿直室



←医局

3 補助基準額等

【対象経費】

医師の勤務・生活環境改善に資する次の部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

・宿直室　　・医局
・更衣室　　・浴室　　等

基準額	次に掲げる基準面積に単価を乗じた額とする。 基準面積　80㎡ 単価　鉄筋コンクリート　558,000円 ブロック　444,000円 木造　362,000円
補助率	国1/3　都道府県1/6　事業者1/2